

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 役員の報酬等の支給の基準

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の理事及び監事は、無報酬である。

但し、加盟団体推薦理事以外の理事及び監事については、別表1のように上限報酬額を定めた上で、定款第32条の定めに基づき、社員総会で総額を決定することで、報酬を支払うことができる。

附 則（平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議）

この基準は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の設立の登記の日（平成26年2月3日）より施行する。

附 則（平成30年8月5日平成30年度第3回理事会決議）

この基準は、決議の日（平成30年8月5日）より施行する。

附 則（令和5年3月12日令和4年度第7回理事会決議）

この基準は、決議の日（令和5年3月12日）より施行する。

別表 1

		適 用
理事、監事 報酬の上限額	出席 1 回につき 30,000 円	理事及び監事が原則無報酬であることに鑑み、一般に適正と認められる金額とする。
支給適用	出席した理事会の都度	
支給の手段	銀行振込	出席した理事会の次月に振り込むものとする。
支給の形態	現金	